



# 特定都市河川浸水被害対策法の概要

## 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

### 概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

### 特定都市河川の指定対象

**市街化の進展**

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



**自然的条件等**

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



**狭窄部、景勝地の保護等**

ため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



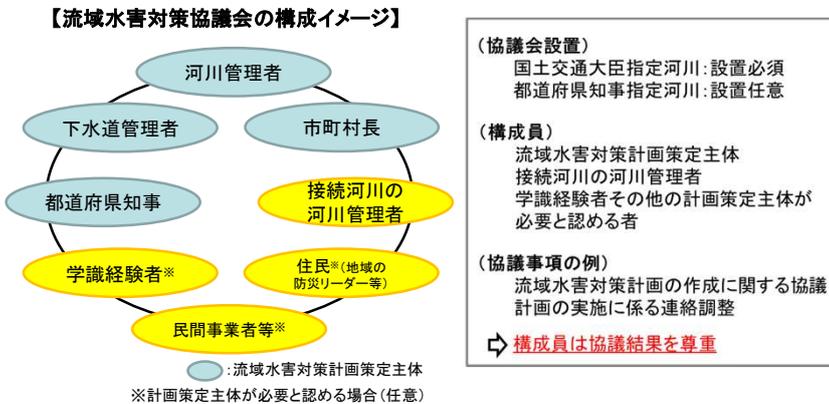
### 流域治水の計画・体制の強化

**特定都市河川の指定**  
全国の河川へ指定拡大

**流域水害対策協議会の設置**  
計画策定・対策等の検討

**流域水害対策計画 策定**  
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



### 流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

#### 河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

#### 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≥30m<sup>3</sup>（条例で0.1～30m<sup>3</sup>の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度  
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



#### 雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

#### 保全調整池の指定

100m<sup>3</sup>以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

#### 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

#### 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

# 雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度

○流域全体で地方公共団体及び民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進  
○さらに、特定都市河川流域においては、予算・税制による支援制度を強化

## 学校施設における雨水貯留浸透施設の例

### ①校庭の地表面に貯留機能を付加した事例

(平常時)



(出水時)



### ②敷地内の地下に貯留施設を設置した事例



### <交付金による支援> (R3.4~)

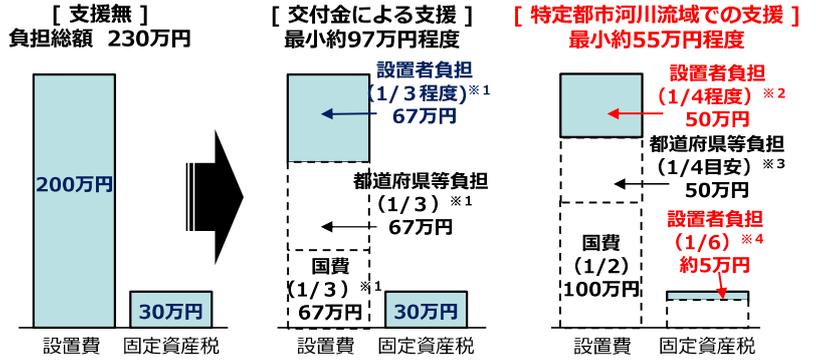
予算：国の補助率：1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

### <特定都市河川流域での支援> (R3.11~)

予算：国の補助率：1/2

税制：固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合※に軽減

※1/3を参酌して、1/6~1/2の範囲



注) 試算上の金額は全て仮の金額です  
また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

- ※1 国の補助金を最大限活用した場合（地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合）としています
- ※2 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、設置者負担は1/4程度となります（一級河川指定区間に設置される場合の国の補助における都道府県等の負担に関する規定はありません）
- ※3 ※2における都道府県等の負担額の5割について特別交付税措置を講ずることとしています
- ※4 市町村条例において1/6の課税標準とした場合（参酌標準：1/3）としています

## 水害ハザードと法令に基づき提供されている情報との関係



ハザード		その他の規模	計画規模 L1	想定最大規模 L2
洪水	洪水予報河川（大河川等）	(約1/10, 1/30, 1/50 等) □	(約1/100 ~ 1/200) ○	(1/1,000 ~) ○
	水位周知河川（中小河川等）	(約1/10, 1/30 等) □	(約1/50 ~ 1/100) ○	(1/1,000 ~) ○
	その他の河川			(1/1,000 ~) ○
内水	水位周知下水道			(1/1,000 ~) ○
	その他内水			(1/1,000 ~) ○
高潮	水位周知海岸			○
	その他海岸			○

○ : 法令に基づき公表が定められているもの。

○ : 令和3年に改正された水防法により新たに公表すべきとなったもの。

□ : 政策的に作成・公表を進めている情報

※ ( ) は年超過確率

洪水予報河川 : 国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるもの

水位周知河川 : 洪水により相当な " "

その他の河川 : 洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない河川

水位周知下水道 : 雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるもの

水位周知海岸 : 高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるもの

- 洪水予報河川及び水位周知河川における洪水浸水想定区域（想定最大規模、計画規模の降雨により浸水が想定される区域）の指定率は約99%。
- 令和3年に法改正を実施し、作成対象が約2,000河川から約17,000河川に変更。

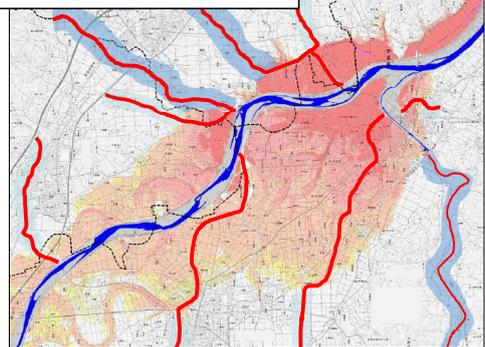
## 洪水浸水想定区域の指定対象

これまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報河川</li> <li>水位周知河川</li> </ul>
今後	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報河川</li> <li>水位周知河川</li> <li>洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの（河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報入手することができることとする。）</li> </ul>

## 洪水浸水想定区域の指定対象数



## 指定対象河川の拡大イメージ



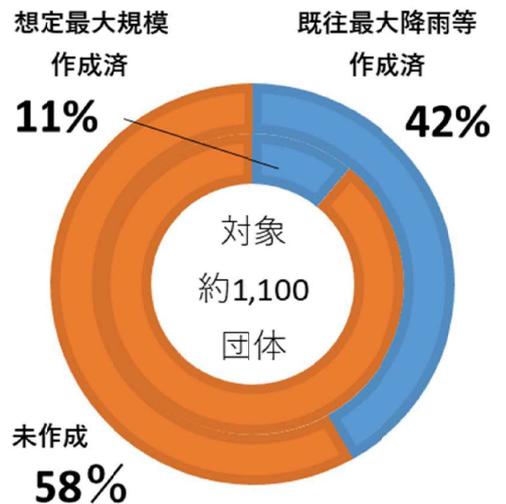
— 新たに指定対象となる河川及びその洪水浸水想定区域（イメージ）  
 ■ 公表されている洪水浸水想定区域

- 想定最大規模降雨に対応した内水浸水想定区域図は、令和4年9月末時点において、雨水事業を実施している約1,100団体のうち、122団体で作成済。（既往最大降雨等に対応した内水浸水想定区域図を作成している団体は463団体。）
- 令和3年に法改正を実施し、雨水出水浸水想定区域指定対象が地下街を有する団体（約20団体）から下水道による浸水対策を実施している全ての団体（約1,100団体）に拡大。

## 雨水出水浸水想定区域の指定対象

これまで	水位周知下水道
今後	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位周知下水道</li> <li>浸水被害対策区域内の公共下水道等の排水施設</li> <li>特定都市河川流域内の公共下水道等の排水施設</li> <li>雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設（当該排水施設の周辺地域（想定最大規模降雨が生じた場合において、地形の状況又は浸水解析により明らかに浸水が発生しないと認められる区域を除く。）に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報入手することができること）</li> </ul>

## 内水浸水想定区域図の作成状況（令和4年9月末現在）



【外側】既往最大降雨等に対応した内水浸水想定区域図：作成済463団体  
 【内側】想定最大規模降雨に対応した内水浸水想定区域図：作成済122団体

- 平成27年の水防法改正に基づき、都道府県では、高潮により大きな被害が発生する可能性の高い三大湾等（東京湾、三河湾・伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海、有明海、八代海）沿岸を中心に、水位周知海岸の指定、高潮特別警戒水位の設定、高潮浸水想定区域の指定が順次進められてきたところ。
- リスク情報の空白域を解消するため、令和3年に法改正を実施。新たな高潮浸水想定区域の指定は、令和7年度までに実施することを想定。

## ○ 改正水防法（令和3年5月10日公布、7月15日施行）

水防法 抄  
（高潮浸水想定区域）  
第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。  
二 第十三条の三の規定により指定した海岸 ※水位周知海岸  
三 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの  
2～4（略）

水防法施行規則 抄  
（高潮による災害の発生を警戒すべき海岸の基準）  
第七条の二 法第十四条の三第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入手することができることとする。

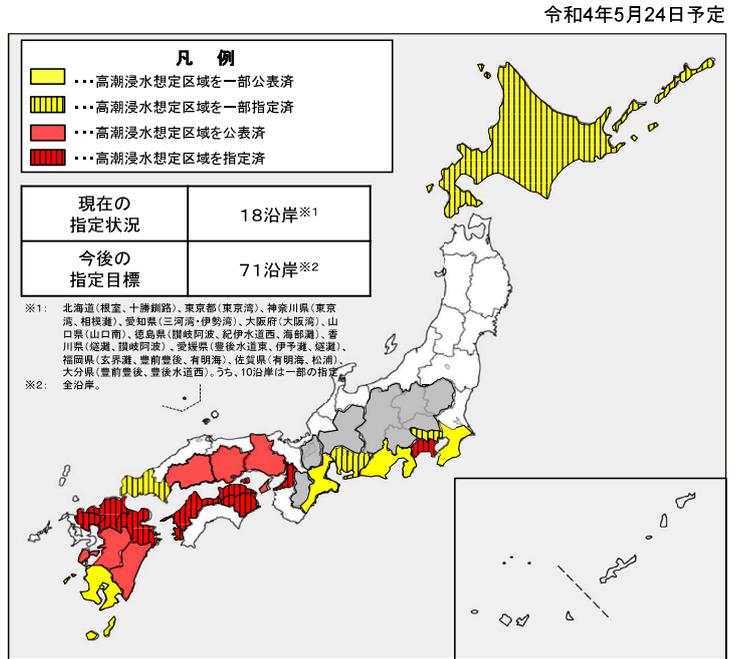
## ○ 財政的支援

### 社会資本整備総合交付金

津波・高潮危機管理対策緊急事業にて「津波・高潮ハザードマップの作成支援」を活用することができる。

## ○ 技術的支援（マニュアル等）

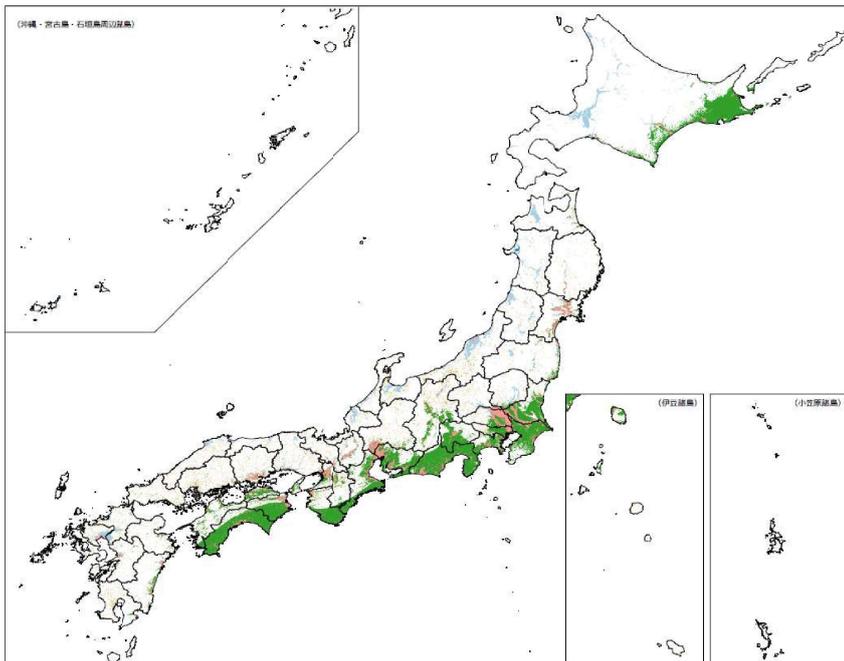
- ・高潮浸水想定区域図作成の手引き（令和3年7月）
- ・高潮特別警戒水位の設定要領（平成27年7月）



# 日本全国における災害リスクエリアに居住する人口

- ・日本全国の災害リスクエリア内人口は2015年で約8,603万人、2050年には約7,187万人となり、総人口に対する割合は約2.8%増加すると予測されている。
- ・2050年には地震リスクエリア内人口は約1,015万人減少するが、総人口に対する割合は約3.7%増加すると予測されている。

## 災害リスクエリアの重ね合わせ図



## 日本全国の将来人口推計

	2015年	2050年
人口	12,709万人	10,192万人

## 日本全国の4災害影響人口

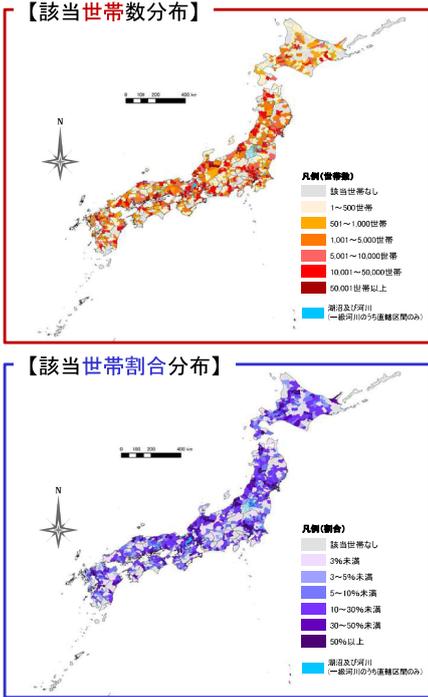
対象災害	リスクエリア内人口 (2015) (総人口に対する割合)	リスクエリア内人口 (2050) (総人口に対する割合)
洪水	3,703万人 (29.1%)	3,108万人 (30.5%)
土砂災害	595万人 (4.7%)	374万人 (3.7%)
地震 (震度災害)	7,018万人 (55.2%)	6,003万人 (58.9%)
津波※	754万人 (5.9%)	597万人 (5.9%)
<b>災害リスク エリア</b>	<b>8,603万人 (67.7%)</b>	<b>7,187万人 (70.5%)</b>

※一部地域は津波浸水想定データのデータがないことから、その地域は含まれていません。

- 洪水
- 土砂災害
- 地震(震度災害)
- 津波
- 2項目以上の災害が重なるエリア
- 全ての災害が重なるエリア

※なお、洪水、土砂災害、地震(震度災害)、津波のいずれかの災害リスクエリアに含まれる地域を「災害リスクエリア」として集計しています。

○浸水想定地域（浸水想定が設定されている地域）に該当する世帯数は合計**9,915,511世帯**となり、総世帯数のうちの**19.1%**を占めると推計



住宅の被害想定(河川浸水想定における浸水深区分に基づく)	建て方別世帯数及び割合 (単位:世帯)							
	合計	一戸建て	長屋建て	共同住宅(1・2階建て)	共同住宅(3-5階建て)	共同住宅(6-10階建て)	共同住宅(11階建て以上)	その他
総世帯数(主世帯数の合計)	51,984,188 (100%)	28,654,769 (100%)	1,005,006 (100%)	6,154,022 (100%)	8,283,148 (100%)	4,570,411 (100%)	3,237,750 (100%)	79,083 (100%)
浸水想定地域に居住している世帯の合計※	<b>9,915,511 (19.1%)</b>	7,253,012 (25.3%)	303,249 (30.2%)	1,066,614 (17.8%)	821,538 (9.9%)	287,887 (6.3%)	1,28,081 (4.0%)	26,130 (33.0%)
- 2階の軒下より上部が浸水する地域に居住している世帯数(共同住宅の場合、3階以上に居住する世帯数を除く)(浸水深:5.0m以上)	209,993 (0.4%)	154,719 (0.5%)	4,632 (0.5%)	24,174 (0.4%)	18,287 (0.2%)	5,435 (0.1%)	2,404 (0.1%)	342 (0.4%)
- 2階の軒下までが浸水する地域に居住している世帯数(共同住宅の場合、2階以上に居住する世帯数を除く)(浸水深:2.0m以上~5.0m未満)	2,687,275 (5.2%)	1,709,334 (6.0%)	73,254 (7.3%)	381,546 (6.2%)	328,919 (4.0%)	124,437 (2.7%)	63,969 (2.0%)	5,816 (7.4%)
- 1階の軒下までが浸水する地域に居住している世帯数(共同住宅の場合、3階以上に居住する世帯数を除く)(浸水深:1.0m以上~2.0m未満)	2,609,814 (5.0%)	1,985,977 (7.0%)	90,400 (9.0%)	249,940 (4.1%)	176,244 (2.1%)	59,704 (1.3%)	24,207 (0.7%)	7,342 (9.3%)
- 1階の床上までが浸水する地域に居住している世帯数(浸水深:0.5m以上~1.0m未満)	1,790,932 (3.4%)	1,378,418 (4.8%)	55,248 (5.5%)	180,352 (2.9%)	117,177 (1.4%)	39,318 (0.9%)	15,387 (0.5%)	4,992 (6.3%)
- 1階の床下までが浸水する地域に居住している世帯数(浸水深:0.0m~0.5m未満)	2,623,497 (5.0%)	2,014,564 (7.0%)	79,715 (7.9%)	259,562 (4.2%)	180,911 (2.2%)	58,993 (1.3%)	22,114 (0.7%)	7,638 (9.7%)

※割合は四捨五入の関係で、各構成要素の割合を足しあげたものと一致しない場合がある。  
出典: 国勢調査及び国土数値情報より国土交通省作成

- 【推計方法】
- 浸水想定地域については、国土数値情報の河川浸水想定データ(データ基準年:平成23年)を使用した。浸水深区分については、河川によって標準パターンである5段階(0~0.5m未満/0.5m以上~1.0m未満/1.0m以上~2.0m未満/2.0m以上~3.0m未満/3.0m以上~4.0m未満/4.0m以上~5.0m未満/5.0m以上)と細分パターンである7段階(0~0.5m未満/0.5m以上~1.0m未満/1.0m以上~2.0m未満/2.0m以上~3.0m未満/3.0m以上~4.0m未満/4.0m以上~5.0m未満/5.0m以上)の2種類がある。本推計では、細分パターンである7段階の区分のうち「~3.0m未満/3.0m以上~4.0m未満/4.0m以上~5.0m未満」を「2.0m以上~5.0m未満(2階の軒下まで浸水する)」に集約し、上記表の区分(標準パターンである5段階)に統一して設定した。
  - 世帯数、該当世帯の推計方法については土砂災害警戒区域と同様の手法とした。
  - 平成27年国勢調査の建て方別世帯数の共同住宅の区分設定については津波浸水想定地域と同様の手法とした。

## 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】

### 「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 (R2.1~R3.3)

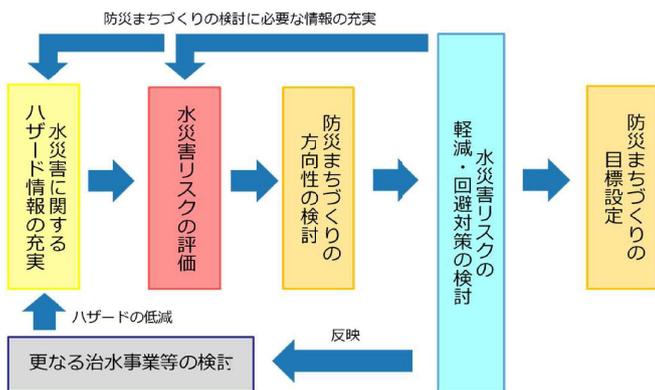
気候変動により増大する水災害リスクに対して、水災害対策とまちづくりのより一層の連携のための方策等について検討

#### ガイドラインの全体像

##### 取組主体

市町村(主な実施者)  
国及び都道府県(重要な協力者)を想定

##### 全体の流れ



※必要に応じて、流域・広域の視点での被害軽減対策を検討

防災まちづくりの推進に当たっては、流域全体のリスク分担のあり方の検討など、流域・広域の観点からの連携が必要。

#### ガイドラインの概要

##### 1. 防災まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報

・公表済みの情報に加え、活用可能なハザード情報を新たに作成

##### 2. 地域における水災害リスク評価

・ハザード情報に加え、暴露や脆弱性の情報により、水災害による損失を表す「水災害リスク」を評価

$$\text{水災害リスク} = (\text{ハザード} \times \text{発生確率}) \times \text{暴露} \times \text{脆弱性}$$

・ハザードの特性や地域状況に応じ、リスクの評価項目を設定  
・ハザードの発生頻度ごとにリスクの大きさを評価

##### 3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの方向性

・評価したリスクの回避を原則として、地域の持続可能性やまちづくり全体の総合的なバランスを考慮  
・リスクが存在する区域ごとに方向性を検討

##### 4. 水災害リスクを軽減又は回避する対策

・方向性の実現に向け、リスクの軽減・回避対策を総合的に検討  
・対策を計画的に実行するための目標を設定  
・地域の関係者との合意形成が図られることが重要

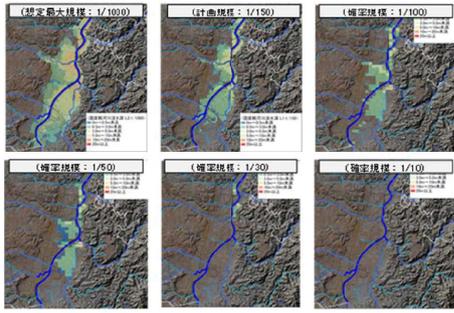
##### 5. 関係者間の連携

・流域・広域の視点から関係者が連携  
・関係部局間の連携体制の構築、各分野横断的な知識を有する人材の確保・育成、専門家の協力体制の構築

# 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】②

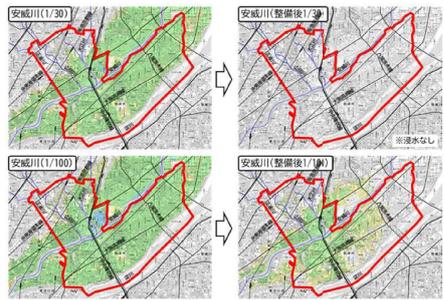
## 1. 防災まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報

①既に公表されているハザード情報（法定の洪水浸水想定区域、治水地形分類図等）に加え、防災まちづくりに活用できるハザード情報（より高頻度の浸水想定や河川整備前後の浸水想定等）を新たに作成。

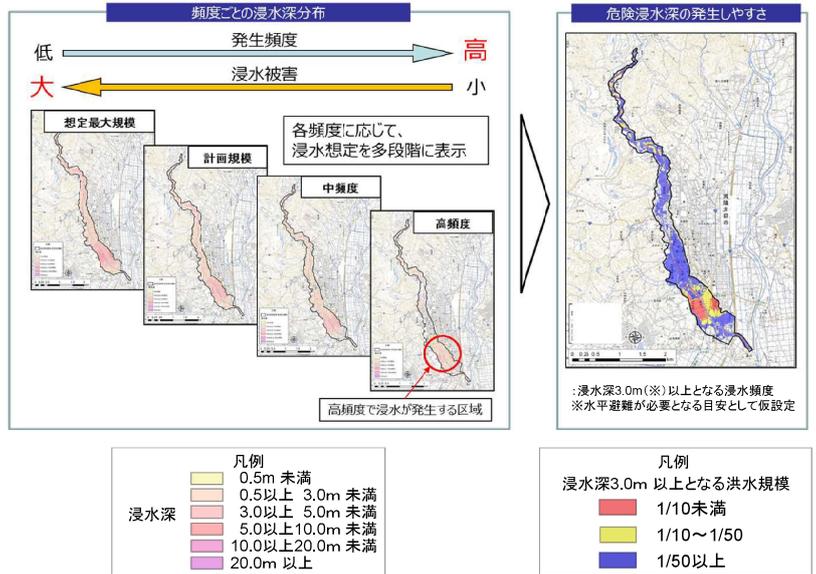


多段階の浸水想定区域図のイメージ

大阪府流域整備後、神崎川ブロック河川整備計画完了時、安威川ダム完成。各河川ため池貯留、神崎川掘削（1/40）後



河川整備前後の浸水想定例



多段階の浸水想定区域図を用いた危険浸水深の発生しやすさの評価

②①の新たなハザード情報は、河川管理者等（各地方整備局河川部又は当該河川の河川国道事務所及び都道府県等）が、防災まちづくりの取組主体である市町村との連携・調整のもと作成。

# 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】③

## 2. 地域における水災害リスク評価

① 1. のハザード情報に加えて、暴露及び脆弱性の情報により、水災害による損失を表す「水災害リスク」を評価。

$$\text{水災害リスク} = \left( \text{ハザード} \times \text{発生確率} \right) \times \text{暴露} \times \text{脆弱性}$$

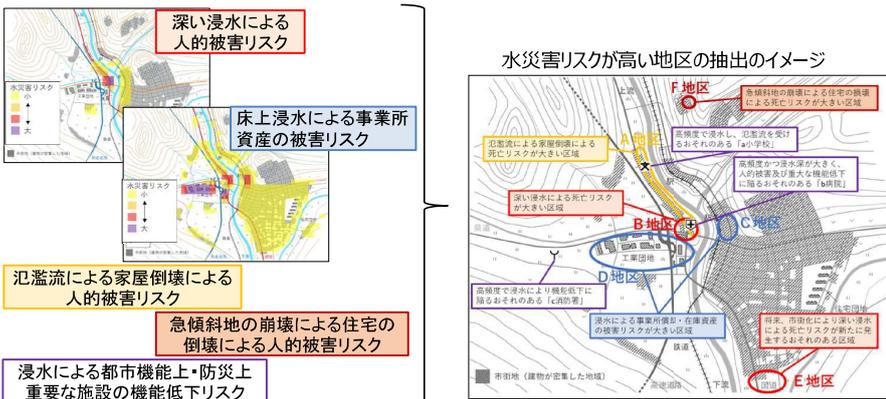
(洪水・雨水出水・津波・高潮、土砂災害)
(ハザードを被る人命、財産等)
(被害の受けやすさ)

②ハザードの特性や地域の状況に応じて、水災害リスクの評価項目を設定。

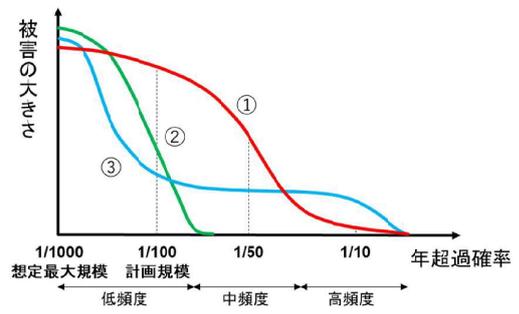
- ・人的被害（深い浸水による人の死亡、氾濫流による家屋倒壊 等）
- ・経済的被害（家屋、事業所資産の浸水被害、交通の途絶 等）
- ・都市機能上・防災上重要な施設（庁舎、医療施設等）の機能低下

③ハザードの発生頻度ごとに水災害リスクの大きさを評価し、地域の水災害リスクの構造を把握。

②で設定した項目ごとに①に従って水災害リスクを評価し、視覚化した上で、水災害リスクが高い地区を抽出。



- ①中頻度～低頻度で大きな被害を受けるおそれのある地域のリスクカーブ
- ②高頻度では被害は受けませんが、低頻度で甚大な被害を受けるおそれのある地域のリスクカーブ
- ③高頻度と低頻度で被害を受けるおそれのある地域のリスクカーブ

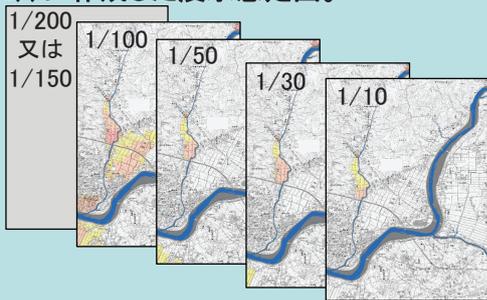


国や都道府県では、これまで水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し公表。

国土交通省では、これに加えて、**土地利用や住まい方の工夫、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討及び企業の立地選択**など、流域治水の取り組みを推進するため、比較的発生頻度が高い降雨規模も含めた複数の降雨規模毎に作成した浸水想定図（「多段階の浸水想定図」）と、それらを重ね合わせて、浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した「水害リスクマップ」の作成・公表を推進。

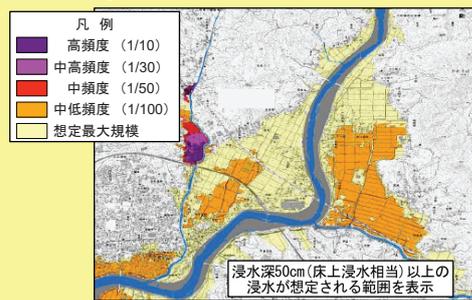
【多段階の浸水想定図】

想定最大規模に加え、高頻度から中頻度で発生する降雨規模毎（年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100、河川整備の計画規模（1/150又は1/200））に作成した浸水想定図。



【水害リスクマップ】

多段階の浸水想定図を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎（浸水あり、0.5m以上（床上浸水）、3.0m以上（1階居室浸水））に重ね合わせて作成した図面。



【活用例(目的)】

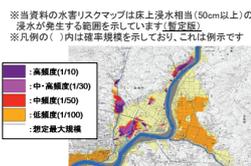
- ・まちづくり → 都市計画・立地適正化計画等（開発規制や居住誘導等）での活用、住まい方の工夫
- ・治水対策 → 流域対策も含めた事業効果の見える化
- ・水害保険 → 水害リスクに応じた保険料の設定
- ・避難行動 → 浸水頻度を踏まえた避難路等の設定
- ・企業BCP → 浸水頻度、浸水深に応じた計画策定

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり

水災害リスクを踏まえた重層的な取り組みにより、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

➤ 水災害の危険性の高い地域を示す

○従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、居住誘導や住まい方の工夫等を促進



水害リスクマップの例

➤ 水災害の危険性の高い地域の 居住を避ける

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止  
※新たに、病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止（R4.4～）
- 災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする（R3年度※～）  
※厚生労働省予算
- 災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外（R3.10～）

➤ 水災害の危険性の高い地域に

居住する場合にも命を守る

- 浸水被害防止区域（災害レッドゾーンの1つ）制度を創設（R3.11～）  
住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制を導入
- 既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（R4年度～）

➤ 水災害の危険性の高い地域からの 移転を促す

- 被災前に安全な土地への移転を推進  
一居住者がまとまって集団で移転する制度※の活用（R3.11～）  
※防災集団移転促進事業  
住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、補助対象経費の約94%を国が負担（地方財政措置含む）
- 一個別住宅を対象とした移転を支援（R4年度～）
- 一防災指針への位置づけにより居住誘導区域への移転支援を強化（R5年度～）

居住を避ける取組

**開発の原則禁止**

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
- ※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする（R4.4～）

**高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化**

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外  
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

**市街化調整区域内の開発許可の厳格化**

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外（R4.4～）  
※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

**浸水被害防止区域**

- 浸水被害防止区域（R3.11施行）  
・災害危険区域（崖崩れ、出水等）  
・土砂災害特別警戒区域  
・地すべり防止区域  
・急傾斜地崩壊危険区域

**居住誘導区域から原則除外**

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

（参考）災害イエローゾーン  
（参考）浸水想定区域  
（参考）市街化調整区域  
（参考）市街化区域  
（参考）土砂災害警戒区域

居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

**浸水被害防止区域における安全措置（特定都市河川浸水被害対策法）**

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認  
一住宅（非自己）・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全に必要な措置を講ずる  
一住宅・要配慮者施設の建築行為について、  
・居室の床面の高さが基準水位以上  
・洪水等に対して安全な構造とする

**既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（災害危険区域等建築物防災改修等事業）**

- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅等を追加  
<R4年度予算より>

**被災前に安全な土地への移転を推進（防災集団移転促進事業）**

- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加  
<R3年度予算より>
- 事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている合算限度額を設定しないこと等による事前防災の推進  
<R5年度予算より>

**（がけ地近接等危険住宅移転事業）**

- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加  
<R4年度予算より>
- 除却等費に係る補助限度額を拡充  
<R5年度予算より>

**（都市構造再編集中支援事業）**

- 居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等※からの移転支援を強化  
<R5年度予算より>

※防災指針に則した災害リスクを軽減する住宅団地

浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる

## 水災害リスク情報の充実

- ・一級河川（109水系）において、外水氾濫を対象とした水害リスクマップを作成（R4）  
現況の河川・ダム等の施設状況を反映  
20～30年後までの中期的な河川整備を反映
- ・ハザード情報空白域を解消（約17000河川について、洪水浸水想定区域を指定）（～R7）

## 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討

- ・立地適正化計画において、防災指針を作成する市町村数600を目指す（～R7）  
まちづくりにおける防災・減災対策を具体的に位置づけ取り組む

## 【参考資料 9】

### 学校施設の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議

- ・ 学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議設置要綱
- ・ 学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議学校施設の水害対策検討部会の設置について
- ・ 学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議、学校施設の水害対策検討部会の審議の経過

# 学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議設置要綱

令和3年11月22日  
文教施設企画・防災部長決定

〔 令和5年4月1日  
一部改訂 〕

## 1 趣旨

近年の災害による被害状況や防災関係機関の検討状況を踏まえ、今後の学校施設等の防災・減災対策を推進するために、調査研究を行う。

## 2 調査研究事項

- (1) 学校施設等の防災・減災に資する推進方策について
- (2) その他

## 3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て、2に掲げる事項について調査研究を行う。
- (2) 本協力者会議に主査を置き、事務局が委嘱する。
- (3) 本協力者会議の下に、部会を置くことができる。
- (4) 必要に応じ、(1)の学識経験者等以外の関係者にも協力を求めることができる。

## 4 実施期間

令和3年12月1日から令和6年3月31日までとする。

## 5 その他

- (1) 本協力者会議に関する庶務は、大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付において処理する。
- (2) その他本協力者会議の運営に関する事項は、必要に応じ別途定める。

(別紙)

**学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議委員**

(令和5年4月1日現在)

氏名	職名
木内 望	国土交通省国土技術政策総合研究所住宅研究部長
清田 隆	東京大学生産技術研究所教授
楠 浩一	東京大学地震研究所教授
佐藤 健	東北大学災害科学国際研究所教授
清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
中埜 良昭	東京大学生産技術研究所教授
吉門 直子	土佐市立蓮池小学校校長

(以上7名，五十音順，敬称略)

**学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議特別協力者**

(令和5年4月1日現在)

氏名	職名
藤井 隆	国立教育政策研究所文教施設研究センター長

(以上1名，敬称略)

学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議  
学校施設の水害対策検討部会の設置について

令和3年12月9日

学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議決定

学校施設の水害対策について、具体的・専門的な検討を行うため、「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）に以下のとおり、学校施設の水害対策検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

1. 検討事項

- (1) 学校施設の水害対策の取組の方向性や留意事項について
- (2) 立地場所による水災害リスクを踏まえた対策の実施方法について
- (3) その他

2. 実施方法

部会は、別紙の学識経験者等により構成する。なお、必要に応じ、他の学識経験者等にも協力を求めることができる。

3. 実施期間

令和3年12月9日から令和5年3月31日までとする。

4. 協力者会議への報告

部会は、検討状況を適宜、協力者会議へ報告するものとする。

5. その他

部会に関する庶務は、大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付において処理する。

(別紙)

学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議  
学校施設の水害対策検討部会

(令和4年3月31日現在)

氏名	職名
木内 望	国立研究開発法人建築研究所専門研究役
小山 毅	東京電機大学未来科学部准教授
山海 敏弘	国土交通省国土技術政策総合研究所住宅研究部シニアフェロー
瀧 健太郎	滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科准教授
田村 和夫	建築都市耐震研究所代表
山田 あすか	東京電機大学未来科学部教授

(以上6名，五十音順，敬称略)

(オブザーバー)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課

郡山市 (令和4年9月12日～)

熊本県 (           "           )

熊本市 (           "           )

学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議  
学校施設の水害対策検討部会の審議の経過

学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議（第1回）（令和3年12月9日）

- ・学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究について
- ・学校施設の水害対策検討部会の設置について

学校施設の水害対策検討部会（第1回）（令和3年12月13日）

- ・学校施設の水害対策検討部会について
- ・今後の検討の進め方について
- ・学校施設における水害被害状況等調査について

学校施設の水害対策検討部会（第2回）（令和4年1月14日）

- ・水害リスク情報の把握方法について

学校施設の水害対策検討部会（第3回）（令和4年1月19日）

- ・学校施設・設備面の対策方法について

学校施設の水害対策検討部会（第4回）（令和4年2月17日）

- ・中間報告案について

学校施設の水害対策検討部会（第5回）（令和4年3月22日）

- ・中間報告案について
- ・近年の豪雨等の水害により被害を受けた自治体へのヒアリング結果について

学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議（第2回）（令和4年5月30日）

- ・水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて（中間報告（案））

学校施設の水害対策検討部会（第6回）（令和4年9月12日）

- ・最終報告に向けた検討事項について

学校施設の水害対策検討部会（第7回）（令和4年11月21日）

- ・視察について
- ・ケーススタディの進め方について
- ・対策技術などの検討について

学校施設の水害対策検討部会（第8回）（令和5年1月13日）

- ・ケーススタディについて
- ・学校施設の水害対策の具体的な進め方について
- ・タイムラインについて

学校施設の水害対策検討部会（第9回）（令和5年2月13日）

- ・水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引き（最終報告（案））
- ・学校施設の水害対策の検討（試行）

学校施設の水害対策検討部会（第10回）（令和5年3月9日）

- ・水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引き（案）

学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議（第3回）（令和5年4月25日）

- ・水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引き（案）